

山村振興計画書

都道府県	市町村名	作成年度 (変更年度)
北海道	豊浦町	昭和44年度 (令和3年度)
振興山村名	豊浦町	
指定番号	昭和44年度(第496号)	

I 地域の概況

1 自然的条件

(1) 地理、地勢

本地域は、北海道の南西部に位置し、太平洋(噴火湾)に面した裾野型の山村で、一部山岳地帯を除き丘陵地帯が内浦湾に向かってゆるく傾斜し、面積約 23,357ha のうち 76.7%を森林が占めています。海岸線に沿って東に洞爺湖町、西は長万部町、昆布岳連峰を境として、真狩村及びニセコ町、北西部は昆布川に沿って黒松内町、蘭越町に隣接しています。

広ぼうは東西約 17km、南北約 16.5km、海岸線は約 20.7km あり、地勢は概ね傾斜地をなし、一部山岳地帯を除き農耕地、牧野などの生産緑地帯を形成しています。

(2) 気候

気候は、海洋性気候ですが、太平洋の気象条件とも異なり、対馬海流(暖流)の影響を強く受けるため、夏は涼しく、冬期間も温暖であるなど快適な気象条件に恵まれています。

2 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

本町の人口は、昭和 35 年の 10,439 人をピークに減少の一途をたどり、平成 7 年には 6,000 人程度まで増加しましたが、それ以降はまた減少に転じ、平成 27 年には 4,291 人となり、今後も大きな増加は見込めず、さらに減少していくものと思われます。

また、年齢別人口割合では、平成 27 年で年少年齢層 10.3%、生産年齢層 54.0%、高年齢層 35.7%となっており、平成 22 年と比較すると年少年齢層は 0.4 ポイント増、生産年齢層は 1.8 ポイント減となり、高年齢層は 1.3 ポイント増え、今後とも高齢化が進行するものと考えられます。

■人口の推移（出展：「国勢調査」）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,439		9,698	△ 7.1	7,519	△22.5	6,769	△10.0	6,424	△ 5.1
0 歳～14 歳	3,945		3,079	△22.0	2,097	△31.9	1,654	△21.1	1,429	△13.6
15 歳～64 歳	5,946		6,062	2.0	4,811	△20.6	4,447	△ 7.6	4,118	△ 7.4
うち 15 歳～29 歳(a)	2,448		2,329	△ 4.9	1,663	△28.6	1,418	△14.7	1,185	△16.4
65 歳以上(b)	548		557	1.6	611	9.7	668	9.3	877	31.3
若年者比率(a)/総数	23.5		24.0	—	22.1	—	20.9	—	18.4	—
高齢者比率(b)/総数	5.2		5.7	—	8.1	—	9.9	—	13.7	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,112	△ 4.9	5,790	△ 5.3	6,121	5.7	5,286	△13.6	4,771	△9.7
0 歳～14 歳	1,186	△17.0	957	△19.3	809	△15.5	685	△15.3	536	△21.8
15 歳～64 歳	3,887	△ 5.6	3,615	△ 7.0	3,960	9.5	3,022	△23.7	2,703	△10.6
うち 15 歳～29 歳(a)	1,028	△13.2	980	△ 4.7	1,027	4.8	734	△28.5	666	△9.3
65 歳以上(b)	1,039	18.5	1,218	17.2	1,352	11.0	1,579	16.8	1,532	△3.0
若年者比率(a)/総数	16.8	—	16.9	—	16.8	—	13.9	—	14.0	—
高齢者比率(b)/総数	17.0	—	21.0	—	22.1	—	29.9	—	32.1	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,528	△5.1	4,291	△5.2
0 歳～14 歳	447	△16.6	442	△1.1
15 歳～64 歳	2,525	△6.6	2,315	△8.3
うち 15 歳～29 歳(a)	557	△16.4	494	△11.3
65 歳以上(b)	1,556	1.6	1,534	△1.4
若年者比率(a)/総数	12.3	—	11.5	—
高齢者比率(b)/総数	34.4	—	35.7	—

(2) 産業構造の動向

本町の就業者数は、振興山村に指定された翌年の昭和 45 年に 3,464 人でありましたが、平成 27 年には 2,060 人と、この 45 年間で 40.5%の減少となっています。平成 17 年からの 10 年間では、8.4%の減少となっています。

産業別に見ると、第一次産業については、平成 17 年 560 人、平成 27 年 530 人で 5.4%減となり、第二次産業については、平成 17 年 379 人、平成 27 年 242 人で 36.1%減少、第三次産業については、平成 17 年 1,311 人、平成 27 年 1,279 人で 2.4%の減となっています。

このような推移から、今後においても、就業人口は若者の都市型志向による後継者不足により減少傾向と推測されます。

■産業別人口の動向（出展：「国勢調査」）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,527		4,456	△ 1.6	3,464	△22.3	3,222	△ 7.0	3,034	△ 5.8
第一次産業 就業人口比率	52.2		38.1	—	37.1	—	35.0	—	31.7	—
第二次産業 就業人口比率	20.0		29.6	—	34.2	—	25.5	—	24.7	—
第三次産業 就業人口比率	27.8		32.3	—	28.7	—	39.4	—	43.7	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,842	△6.3	2,805	△1.3	3,411	21.6	2,430	△28.8	2,250	△7.4
第一次産業 就業人口比率	33.5	—	32.3	—	20.6	—	26.5	—	24.9	—
第二次産業 就業人口比率	21.3	—	21.7	—	32.4	—	20.9	—	16.8	—
第三次産業 就業人口比率	45.2	—	45.9	—	47.0	—	52.6	—	58.3	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,047	△9.0	2,060	0.6
第一次産業 就業人口比率	26.2	—	25.7	—
第二次産業 就業人口比率	13.3	—	11.7	—
第三次産業 就業人口比率	60.5	—	62.1	—

(3) 土地利用の状況

本町の総土地面積は、23,357ha であり、そのうち山林が 82.5%を占めています。

耕地面積は、就業者の高齢化や後継者不足の問題もあり、平成 17 年の 2,060ha から平成 27 年には 1,940ha と減少しています。

■土地利用の状況

(単位：ha、%)

		総土地 面積	耕地面積			林野面積	
			田	畑	樹園地		
H17 年	実数	23,354	2,060	183	1,880	1	19,130
	構成比	(100.0)	(8.8)	(0.8)	(8.1)	(0.0)	(81.9)
H22 年	実数	23,354	1,970	145	1,830	0	19,150
	構成比	(100.0)	(8.4)	(0.6)	(7.8)	(0.0)	(82.0)
H27 年	実数	23,357	1,940	145	1,790	1	19,262
	構成比	(100.0)	(8.3)	(0.6)	(7.7)	(0.0)	(82.5)

(出展：耕地面積「各年作物統計調査」、総土地面積・林野面積「各年農林業センサス」)

(4) 財政の状況

本町の財政規模は、令和元年度一般会計決算分で、歳入 47 億 1,808 万円、歳出 46 億 7,154 万円となっています。財政力指数は 0.16～0.18 前後で推移しており、財源の大部分を地方交付税や地方債に依存しています。

歳出については、義務的経費はほぼ同水準で推移し、投資的経費については約 3 億 9 千万円の減少となっております。

財政構造の弾力性の指標となる経常収支比率は、82.8%と、平成 18 年度から 4.3 ポイント上回り、公債費負担比率は 15.8%と平成 18 年度から 6.1 ポイント下回っています。

今後も、町税や地方交付税など一般財源の大幅な伸びが期待できないことから、住民の要望を十分に考慮し、より効果の期待できるものを選択するなど、行財政の健全化を積極的に推進していく必要があります。

■財政の状況

(千円)

区 分	平成 18 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,606,660	4,718,080
一般財源	2,863,587	2,798,088
国庫支出金	229,660	457,300
道支出金	478,736	203,559
地方債	491,100	551,808
その他	543,577	707,325
歳出総額 B	4,551,609	4,671,546
義務的経費	1,558,423	1,526,886
投資的経費	1,291,727	895,076
うち普通建設事業	1,291,727	895,076
その他	1,701,459	2,249,584
歳入歳出差引額 C (A-B)	55,051	46,534
翌年度へ繰越すべき財源 D	30,891	5,263
実質収支 C-D	24,160	41,271
財政力指数	0.18	0.19
公債費負担比率	21.9	15.8
起債制限比率	4.6	—
経常収支比率	78.5	82.8
地方債現在高	6,130,209	7,699,491

(出典：平成 18 年度及び令和元年度の地方財政状況調査)

II 現状と課題

1 これまでの山村振興対策の評価と問題点

本町の振興山村は、豊浦町の全域に指定されており、第一期の山村振興計画を昭和44年に策定し、その後、昭和50年、昭和56年、平成4年、平成11年に計画を見直し、平成18年に第6期計画を策定しています。

昭和44年度に振興山村の指定を受けて以来、産業振興や社会生活環境等の整備を中心に各種施策を講じ、それぞれの分野で以下のような成果がみられています。

- ① 水産業では、ホタテの養殖、カレイ漁などを主とし、サケの孵化放流、マツカワ稚魚放流、アワビやウニの種苗放流など育てる漁業に注力してきており、漁港及び養殖事業、放流事業をはじめとする漁業関連基盤施設の整備、漁業系一般廃棄物のリサイクル処理施設の整備や、海を守る植樹活動、藻場造成等の事業を展開。
- ② 農林業では、地域団体商標登録されている「豊浦いちご」を中心に、水稻をはじめ、畑作、酪農、肉用牛、養豚、施設園芸などが営まれており、特に豚肉やアサツキは全道一の生産量を誇る。また、安定的農業経営の確立に向けて、酪農地帯の草地造成整備や畑地の土地改良事業、水田地帯の区画整理や排水事業等の農業生産基盤の強化とともに、新規就農者の招致育成を展開。
- ③ 生活面では、本町の中心部、本町通り（道道美和豊浦停車場線）の拡幅事業と合わせた「まちなみ協定」の締結による街なみ整備による住環境の向上及び商店街の活性化や、町道の改良・舗装率向上、公営住宅の建替え、公共交通の確保などによる利便性の向上に資する取組を展開。
- ④ 情報通信分野では、高速・大容量インターネット環境の整備のほか、地上デジタルテレビ放送中継局等の整備による生活環境を充実。
- ⑤ 観光面では、町内を一望できる噴火湾展望公園をはじめ、インディアン水車公園、東雲公園、カムイチャシ史蹟公園等の自然と触れ合える交流環境施設のほか、豊浦海浜公園、豊浦町森林公園等のキャンプ場施設や、天然豊浦温泉しおさい、道の駅とようらといった交流拠点施設を整備。また、平成30年度に一般社団法人噴火湾とようら観光協会を設立し、漁業体験、農業体験、自然体験といった体験型観光等の地域資源を活かした観光振興を推進。
- ⑥ 保健・医療・福祉面では、国保病院を中核として、保健・医療・福祉を集積した総合的なサービス提供を充実させるための総合保健福祉施設を整備し、地域医療と連携した各種健康づくり事業を展開。
- ⑦ 教育・文化面では、町民の生涯学習・芸術文化活動の拠点となる地域交流センター「とわにー」の整備をはじめ、教育環境、生涯学習、健康増進・体育環境の充実に資する取組を展開。

今後は、本町の特色や地域資源を最大限に活用し、「地域一丸となったブランド化の推進」、「体験・滞留・滞在型観光の推進」、「一次製品の付加価値化による所得向上」など、漁業、農業、観光をはじめとする産業分野の連携による事業展開が課題となっています。

2 山村における最近の社会、経済情勢の変化

都市部への人口集中化の進行に加えて、我が国全体の人口が減少する局面を迎える中、本町の基幹産業である農業、漁業の不振も相まって、本地域の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、若者を中心に人口の流出が続いています。一方で、ライフスタイルの多様化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地方へと移住し、自然と共生しながら自己実現と生きがいを求める自然回帰型のライフスタイルを望む声の高まりも見られており、自然と共生できる生活空間の場としての価値創造が求められています。

このような社会情勢の変化に留意し、本地域の特性を十分に考慮し、効率的、効果的な施策の展開により、国土の保全に努めるとともに、産業全般のインフラ整備や住環境、生活環境の整備、文教環境の整備等を進め、定住人口や交流人口の増加を図り、豊かな自然環境を活用した魅力あふれる山村を築くことが大きな課題となっています。

3 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本町の森林面積は、17,890ha で、総面積の 76.6%を占め、所有区分では国有林が 112ha (0.6%)、道有林が 4,786ha (26.8%)、町有林が 1,319ha (7.4%)、民有林が 11,673ha (65.2%) となっています。海岸線に近い急傾斜地の多くと、昆布岳を中心とする高標高地域は道有林または国有林で、魚付き保安林や山地災害防止林等に指定されています。民有林の内、約3割が人工林で、トドマツ、カラマツ人工林が大部分を占めていますが、昭和30年代から大規模に造林されてきたこれらの人工林は伐採時期を迎え、また既に収穫後の更新が行われていますが、町内山林の多くが古くから不在所有者の山林となっているため、造林等による更新が行われない伐採地が近年増加し、無立木地の増加が懸念されています。

本町の農地面積は、1,910ha で、遊休農地が 11.8ha (0.6%) 存在しますが、高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少していることから、遊休農地の解消が難しい状況となっています。これまでの集積面積は 1,545ha と 80.9%の集積率で、条件の良い農地については、所有者の意向があれば集積が可能ですが、条件の悪い農地については、引き受け手が見つからない状況にあります。新規参入者の確保を必要としています。豊浦町の農業形態と希望する形態が合わないことや、新規参入希望者の資金不足などの要因により、新規参入も難しい状況となっています。一方、農家の高齢化や後継者不足が進んでおり、農家戸数も減少していることから、担い手への農地集積を進めることが求められています。

また、本地域の生活基盤を支える重要な産業の一つである水産業においては、主要漁業種であるホタテ貝養殖業が水揚金額の 80%を占める太宗漁業となっていますが、昨今、原因不明の稚貝の大量へい死が発生しており、海洋環境の変化に伴い、これまでの養殖サイクルや養殖方法の見直しが急務となっています。また、ホタテ貝以外のその他魚種についても、海水温の上昇等による漁場環境の変化に加え、魚価の低迷、長く続いた資材や燃油の高止まり、漁業者の高齢化や後継者不足なども相まって、漁業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、早急な対策が求められています。

4 山村における新たな課題

① 人口減少社会への対応

全国的に進む急速な人口減少は、本町の地域経済においても、消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出し、山村の重要な産業である第一次産業の停滞など、多くの課題をもたらしており、若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組むことが求められています。

② 産業基盤の強化と担い手の確保

基幹となる産業については、農業では小規模の零細農家が多く、経営者の高齢化と後継者不足という課題を抱えており、いちご、野菜など生産性の高い作目の展開が厳しい状況にあります。また、水産業については、ホタテ養殖に大きく依存する経営形態が大半を占め、今後の漁業経営の体質強化が求められています。

③ 山村資源の付加価値化

本町における一次製品の付加価値を高めるとともに、地域特産品の開発を行うことを目的に、平成 29 年、豊浦町地場産物販売加工施設を整備しており、今後は、山村資源を活用した加工品の製造・販売、食の開発など、豊浦町ならではの地場産品、特産品の開発に期待が高まっています。

④ 交流人口の拡大

人口減少に伴い減少が予測される内需の補填は、外需により獲得していくことが必要となります。豊浦町では、新たな外需の獲得を観光消費で補うべく、平成 30 年、一般社団法人噴火湾とよら観光協会を設立し、交流人口の拡大に取り組んでおり、持続可能な観光地域づくりが喫緊の課題となっています。

⑤ 安全・安心なまちづくりに向けた国土の保全

本町は、急傾斜地に加え、土質は火山灰性土が多く、急傾斜地対策、河川改修事業、治山事業など国土保全・施設の整備等による安全・安心なまちづくりの推進が求められています。

⑥ 生活環境等の施設整備

本町の道路網は、国道 37 号を基軸に、道道が 8 路線あり、山間地域の集落および市街地を結ぶ基幹道路網を形成し、産業振興及び教育文化等、住民生活に欠くことのできない役割を担っていますが、一方道路の整備状況は、国道、道道の舗装率や改良率は高いものの、町道においては舗装率、改良率共に 3 割程度と低く、その整備が急がれています。

上水道については、市街地区を中心に簡易水道施設をもって供給していますが、点在集落においては、中間地域への給水施設整備を進め、清浄な生活用水及び産業用水を確保する必要があります。

排水処理については、現在、下水道終末処理場および農村集落排水終末処理場が共用されていますが、当該区域から外れる下水処理については、合併浄化槽による整備等により、排水処理向上を普及していく必要があります。

⑦ 鳥獣被害への対策

本町では、エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物被害が増加しており、鳥獣による被害対策の強化が求められています。

Ⅲ 振興の基本方針

1 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

本地域は、北海道の湘南地方と呼ばれる比較的温暖な気候条件と内浦湾の穏やかな海、広大な背後の緑地帯そして豊富な水資源などの豊かな自然環境の下、これら自然との調和を基調とした農業、漁業によって発展してきました。

本町の観光客数は、ここ数年大きな増減はないものの西胆振地域にあってもっとも少ない状況が続いており、商業についても都市部への購買力の流出が続くなど、地元購買率の減少に歯止めをかけることが課題となっています。

平成 28 年（2016 年）、北海道民にとって長年の悲願であった北海道新幹線が開業し、また現在、令和 12 年度（2030 年度）末の札幌開業を待ち望んでいるところですが、これを好機として本町の強みであるホタテやいちご、豚肉などの食をはじめ日本一の秘境駅である小幌駅や都会にはない自然環境と調和したロケーションが魅力の各公園施設の積極的な活用など、観光客の誘客に取り組むとともに、住んで良し、訪れて良しの観光地域づくりを推進していく必要があります。

また、本町の農業、漁業あるいは商工業も、町内外の社会動向を的確に認識し、積極的に対応することが求められており、その方向は、本町の優れた特性であり天与の財産である豊かな自然との調和が前提であり、本町の自然的、社会的条件を積極的に活用した地域の創意、工夫に基づく開発整備を基本とする必要があります。

これらの基本姿勢を踏まえて、国際化への対応を乗り越えていかねばならない農業・漁業の経営の安定化や、立ち遅れている観光産業の振興、町民の健康増進と文化・教育の充実、町の顔でもある商店街の近代化など、快適で個性豊かな山村づくりの展開が求められています。

2 本地域の特性を活かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

本町は、内浦湾の穏やかな海、広大な背後の緑地帯そして豊富な水資源などの豊かな自然環境の恩恵を受け、農業と漁業により発展してきた町です。

本町のあるがままの自然、産業、そして住民を新たな活用資源として、魅力あふれる山村を築き、都市住民との広域的な交流を図り、もって生産、生活の全般に関わる諸活動を促進し、産業全体の活性化を図ります。

町内の森林は、その自然的・地域社会的なそれぞれの要因によって期待される役割も異なります。よって、それぞれの森林が期待されるべき役割に応じるために、期待されるべき機能を十分に発揮しうる森林として総合的に整備・保全を図る必要があります。

森林の整備・保全上最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働の担い手である胆振西部森林組合は、現在、造林・保育作業を中心とした体制となっていますが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐を計画的に推進するためにも、伐採及び更新を計画的に実施するための体制整備を推進します。

本地域の農用地利用の現況は総体的に牧草畑であり、小銚岸川、礼文華川の下流の平坦地は田として利用されており、その他は畑となっています。

地形の起伏が激しいため、これらの農用地については地区に小団地的にまとまって存在しており、牧草畑については山林、原野等の開発により、農用地の拡大を図っています。

畜産においては乳牛、肉牛の多頭飼育を目指し、田畑についてはその地域にあわせたところの土地改良及び優良品種の選定、作種の試験研究等を行い、これらの土地条件にあった地域性を活かし土地利用を推進していきます。

また、離農および高齢化による耕作放棄地の発生を防止するため、「中山間地域等直接支払事業」を活用し、耕作放棄地の解消と発生の防止に努めます。

3 山村振興の目標を達成するための主な方法

本地域の各種施策の実施にあたっては、国・道など関係機関との連携及び、町民、事業者と連携しながら、豊かで活力に満ちた山村づくりのために開発と保全との調和の取れた施策の展開を図るものとします。

① 交通・情報通信基盤の整備

広域的な交流と連携を図るため幹線道路を整備するとともに、住民の生活に密着する生活道路については集落間・集落内を連結する道路として整備を推進します。また、生活情報面での地域格差の解消や住民サービスの向上、産業の振興による地域の活性化を図るため、情報通信の高速・大容量化など情報通信環境の整備を推進します。

② 地域資源の活用等による産業の振興

基幹産業である農水産業を強固なものとするため、生産基盤の整備により生産性を高め経営の安定化を図るとともに、地域の特性を活かした新たな作物や家畜、栽培漁業の導入、農水産物の加工や直接販売など、豊浦町の地域資源を活かした6次産業化等の産業振興、ブランド化を推進します。また、農水産業を支える新たな経営体の育成と体質の強化を図り、農水産業の持続的な発展に向け、研修施設の充実や経営を支援する組織の積極的な育成などにより、全体としての農水産業のシステムづくりの創出を目指します。

③ 生活環境等の整備と住民福祉の向上

水道施設の計画的な更新整備、公共下水道整備地区の水洗化の普及促進とともに、合併処理浄化槽の整備促進、豊かな自然を活かした公園の整備・維持管理、再生可能エネルギーの導入拡大、ごみの排出量抑制や収集処理等、生活環境の整備を推進し、安全・安心なまちづくりと地域コミュニティの活発化に努め、住民福祉の向上を図ります。

④ 担い手の育成・確保

農水産業の担い手の育成・確保を図るとともに、若者の定住促進やU I J ターン者の受け入れ体制を整えるための生活環境整備や企業誘致、起業化支援を推進し、雇用、就業の場の創出に努めます。

⑤ 森林・農用地等の管理

陸と海を一体としてとらえ、地元住民の理解の下、土地条件を吟味した土地利用の方針を立て、有効で効果の高い利用の推進、管理に努めます。

⑥ 地域資源を活かした都市交流等の観光振興の充実

豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用した施策の展開や、体験型観光等の充実による交流人口の拡大を図り、その効果が産業全体へ波及する取組を推進します。

これらを達成するための重点振興施策を次のとおりとします。

- ・担い手の育成・確保
- ・地域資源の活用等による産業の振興
- ・地域資源を活かした都市交流等の観光振興の充実
- ・交通・情報通信基盤の整備
- ・生活環境等の整備と住民福祉の向上

IV 振興施策

1 振興施策

(1) 交通施策

- ①国道37号の隧道の改良について、物流及び生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保が必要であるため、近隣市町と連携し、強く要望します。
- ②本町には、道道が8路線あり、生活路線としての安全性と利便性の向上、交流人口の増加に伴う地域活性化等それぞれ農業生産物等の物流やライフラインとして重要な役割を担っているため、改良舗装・歩道設置等の整備促進を要望します。
- ③産業振興と地域の発展のため、農道、林道、漁港関連道などの産業関連道路の整備を促進します。
- ④通学、通院、買い物需要など町民ニーズにあった町営バスやコミュニティバス等の能率的かつ適正な運行管理を行い、日常生活交通の確保を図ります。
- ⑤冬期間における町道の安全で円滑な通行の確保を図るため、除雪機械の適切な更新を行います。

(2) 情報通信施策

- ①防災行政無線等の情報伝達システムを導入し、災害の予防と災害発生時の住民避難等、生命、財産の保護を図るとともに産業、生活情報伝達の迅速化を促進します。
- ②伊達市・洞爺湖町・壮瞥町と本町を含めた1市3町でコミュニティFM放送局の運営に努め、緊急時・災害時の情報伝達の多様化を図ります。
- ③地上デジタル放送や携帯電話等の情報通信網の難視聴地域解消維持や耐災害強化を図ります。
- ④地域情報化の推進のため、情報通信基盤の整備や新たなICTの利活用に努めます。

(3) 産業基盤施策

- ①関係機関と連帯を密にし、国・道の事業等を活用した農業・農村の振興を図ります。
- ②土地改良事業を実施し、農地の生産性の向上、用排水施設等の基盤整備を推進します。
- ③漁業生産基盤の充実強化と水産資源の増大を図るため、漁港の整備、共同作業所や関連施設の整備、資源調査、種苗放流等の沿岸域水産資源の増大策を行います。
- ④ホタテ養殖漁業の安定化を目指して、磯焼け対策の取組を推進します。
- ⑤森林資源の充実を図るため、基幹的な林道等の整備、除間伐等の森林整備を行います。
- ⑥人工造林を奨励し、森林環境保全整備事業の推進による町有林、民有林の整備を図ります。

(4) 経営近代化施策

- ①「豊浦いちご」ブランドの産地維持・振興とともに販路拡大を図ります。
- ②市場性・収益性の高い作物の生産による農業振興を図るため、調査・研究とともに、営農指導の強化と営農体制の近代化に取り組み、農業経営の安定化を図ります。
- ③ホタテ稚貝の育成試験と本町に適した稚貝の選定を行うことで生産を安定化させるとともに、本町のホタテブランド化を促進します。

(5) 地域資源の活用に係る施策

- ①地域資源を活用した新たな商品開発やブランド化等の魅力づくりを推進するための取組を支援し、本地域の地域内経済の活性化と雇用の増大を図ります。
- ②本町における一次産品の付加価値を高めるとともに、地域特産品の開発を行うことを目的に、豊浦町地場産物販売加工施設における商品開発や販売事業を推進します。

(6) 文教施策

- ①すぐれた文化・芸術に接する機会を創造するとともに自主的な文化活動等の研鑽、発表の場として豊浦町地域交流センターを活用し、高度な文化・芸術鑑賞の充実を図ります。
- ②スポーツ等を通して健康体力づくり、余暇時間の有効活用を促進し、ニュースポーツの導入や指導者の養成等により、町民皆スポーツ・生涯スポーツを積極的に促進し、併せて、体育施設の整備充実を進めます。
- ③ICT化やグローバル化など情報化社会に対応した学校教育の充実を図り子どもの健全な育成に努めます。
- ④国際交流などを積極的に行える資質・能力を養うための学習環境の強化充実を図ります。

(7) 社会、生活環境施策

- ①生活環境の向上を図るため、簡易水道施設、合併浄化槽設置、公営住宅の整備等の住環境の整備を行います。
- ②家庭ごみのリサイクル化、減量化を推進します。
- ③地域消防力の強化のため、計画的な施設整備、車輛や機器の更新や保守、消防職員及び団員の育成訓練等を促進し、消防体制の充実を図ります。
- ④公営住宅の維持と長寿命化を図るため、計画的に改修や整備を行います。
- ⑤民間賃貸住宅等の建設費等の補助の充実を図ります。
- ⑥空き家バンク制度により、空き家の有効活用を図ります。
- ⑦児童、母子福祉の向上をめざして保育施設、家庭に対する支援体制の充実を図ります。
- ⑧医療体制の充実を期するため、医療従事者の確保充実を図るための環境整備、各医療機械備品等の整備推進を図ります。
- ⑨疾病の早期発見と日常生活における健康管理を充実するために、各種検診や保健指導の推進を図ります。

(8) 高齢者福祉施策

- ①在宅高齢者の健康維持と家族の負担の軽減を図るため、在宅高齢者に対するケア活動、サービス提供等の充実を図ります。
- ②保健医療福祉の連携の強化と包括的な支援により、高齢者が住み慣れた地域での生活継続支援に向け体制を充実させていきます。
- ③高齢者の主体的・意欲的な活動を支援し、参加しやすい環境を確立するとともに、世代間交流の機会や生きがい活動支援など、社会参加機会の創出に努めます。

(9) 集落整備施策

- ①地域活動の核となる地域集会所の維持や集約化に努めます。
- ②集落機能を維持するために重要な地域コミュニティ活動の取組を推進します。

(11) 交流施策

- ①観光等の情報提供や他市町村との交流人口と地域の活性化を図るため、海、川、森林の自然を活かした公共、民間、それぞれの観光レクリエーション環境整備を推進します。
- ②外国人観光客や個人旅行者などの多様な観光客のニーズに対応するための受入環境の整備を推進し、豊かな自然環境を活かして、観光客の来訪及び滞在を促進します。
- ③漁業や農業との連携や「食」をテーマとした取組など、地域の伝統、文化、産業、景観などの特色を活かした新たな体験・滞在プログラムの造成・販売に取り組み、雇用の創出や観光人材を育成し、地域の活性化を図ります。
- ④廃止を通告された JR 小幌駅を町が維持管理することにより存続し、鉄道、遺跡、釣りファンの足の確保と、ジオパークである小幌地区の観光資源(岩屋洞窟、小幌海岸等)との連携により、地域観光の振興を図ります。
- ⑤道の駅とようら・公園・温泉施設等、町内各所の各観光関連施設の積極的な連携、活用により、地域特性・資源を活用した交流型のまちづくりを推進します。

(12) 森林、農用地等の保全施策

- ①森林、農用地等の保全を図るため、森林整備、農地海岸環境整備を行います。
- ②森林の主伐、間伐を適切に推進するため、伐採及び更新を計画的に実施するための体制整備を推進します。
- ③離農および高齢化による耕作放棄地の発生を防止するため、「中山間地域等直接支払事業」を活用し、耕作放棄地の解消と発生の防止に努めます。
- ④陸と海を一体として捉え、地元住民の理解の下、土地条件を吟味した土地利用の方針を立て、有効で効果の高い利用の推進を図ります。

(13) 担い手施策

- ①農業経営者における後継者不足を解消するため、令和元年度に整備された地域産業連携拠点施設を活用し、新規就農者の受入強化を図ります。
- ②新規就農対策のため、研修費・住宅料の助成、受入謝金等の助成を行います。
- ③畜産担い手育成のため、草地造成整備、畜舎整備などの助成を行います。

(14) 鳥獣被害防止施策

- ①エゾシカなどの鳥獣による農作物被害対策の強化、充実を図ります。

(15) その他施策

- ①太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを加工施設への電力供給や災害時における緊急用電源としての確保を図ります。

V 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙参照)	
記載なし	○

VI 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律」に基づく辺地、「特定農山地域における農林漁業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域、「豪雪地帯特別措置法」に基づく特別豪雪地帯に指定されています。

また、本町では、平成30年度(2018年度)を始期とする「第6次豊浦町総合計画」を策定し、今後のまちづくりの指針を明らかにしていることから、当該指針を踏まえ、各種施策を展開することとします。

山村振興計画の一部変更計画

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
北海道	豊浦町	昭和 44 年度 (令和 3 年度)
振興山村名	豊浦町	
指定番号	昭和 44 年 (第 496 号)	

I. 山村振興計画の変更理由

昭和 40 年に山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) が制定され、昭和 44 年に豊浦町山村振興計画策定以来、農業や漁業をはじめとした産業基盤整備及び生活環境等の整備が進められ、各種産業の近代化や生産性の向上を推進し、地域の活性化を図ってきました。しかし、山村を中心に本町の現状は厳しい状況下であり、少子高齢化の進行による人口減少や地域の担い手不足などの問題が深刻化している一方で、ICT や DX といった目まぐるしい技術革新が産業構造に影響を及ぼすなど、社会情勢は大きく変化してきています。

このような現状を踏まえ、町では平成 30 年度を始期とする「第 6 次豊浦町総合計画」を策定し、「人とつながり、自然と笑顔あふれるまち とようら」の実現に向けて、町民、議会、役場が「困難に立ち向かう」、「魅力を集散的に伸ばす」、「皆で共に創り出す」という 3 つの基本姿勢を共有し、まちづくりを推進する方向性を決めました。山村においても農用地の保全や森林がもつ多面的機能の維持はもとより、地域資源や潜在力の再発掘・見直し、新技術を活かした新たな魅力の創造や付加価値向上の取組による産業振興、生活環境整備等を実施するため、山村振興計画を全面的に見直し、振興山村対策の推進を図るための山村振興計画の変更を行うものです。

II. 山村振興計画の変更

1. 第 8 条第 2 項に掲げる事項に係る変更		
事項	変更後	変更前
	別紙山村振興計画書 (案) のとおり	
2. 第 8 条第 3 項に規定する産業振興施策促進事項に係る変更		
事項	変更後	変更前
産業振興施策促進区域	—	—
産業振興施策促進期間	—	—
産業振興施策促進区域において振興すべき業種	—	—